

(仮訳)

(草案)

1979年食品法に基づき制定する

保健省告示

....年(第....)号

件名 保健省告示「アルコール飲料」の廃止

-----

アルコール飲料のラベル表示管理において、アルコール飲料委員会告示2024年「製造または輸入するアルコール飲料のラベルに関する原則、方法、条件」に基づき、アルコール飲料のパッケージならびに警告文言について管理されている。また、アルコール飲料の品質規格において、財務省告示件名「アルコール飲料の品質規格の管理」が既存しているため、アルコール飲料2009年11月4日付の保健省告示件名「アルコール飲料」を廃止することが適切である。

1979年食品法の第5条の第1段落、並びに第6条の(3)(4)(5)および(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第1条 2009年11月4日付の保健省告示件名「アルコール飲料」を廃止する。

第2条 本告示は官報掲載日の翌日より施行する。

.....告示日

**【免責条項】**

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 3 月 7 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=738221347414614016&name=draft-liquor.pdf>